

平成 27 年度 二宮町 保育所等利用のご案内

(保育所・認定こども園(2号・3号認定)・地域型保育の入園用)

平成 27 年度から全国で一斉に「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

～ご利用のまえに～

新制度では、幼稚園や保育所、認定こども園等を利用する際に、子どものための教育・保育給付に係る「認定」を受けていただく必要があります。

認定には、1号から3号認定まで3つの区分があります。(新制度に移行しない幼稚園は除きます。平成 27 年度については、二宮町内の私立幼稚園は、新制度に移行しないため、「認定」は不要です。)

次の3つの区分に応じて、施設などの利用先が決まっていきます。

1号認定 (教育標準時間認定)

幼稚園等での教育を希望する満3歳以上就学前の子ども

2号認定 (保育認定)

保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する満3歳以上就学前の子ども

3号認定 (保育認定)

保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する満3歳未満の子ども

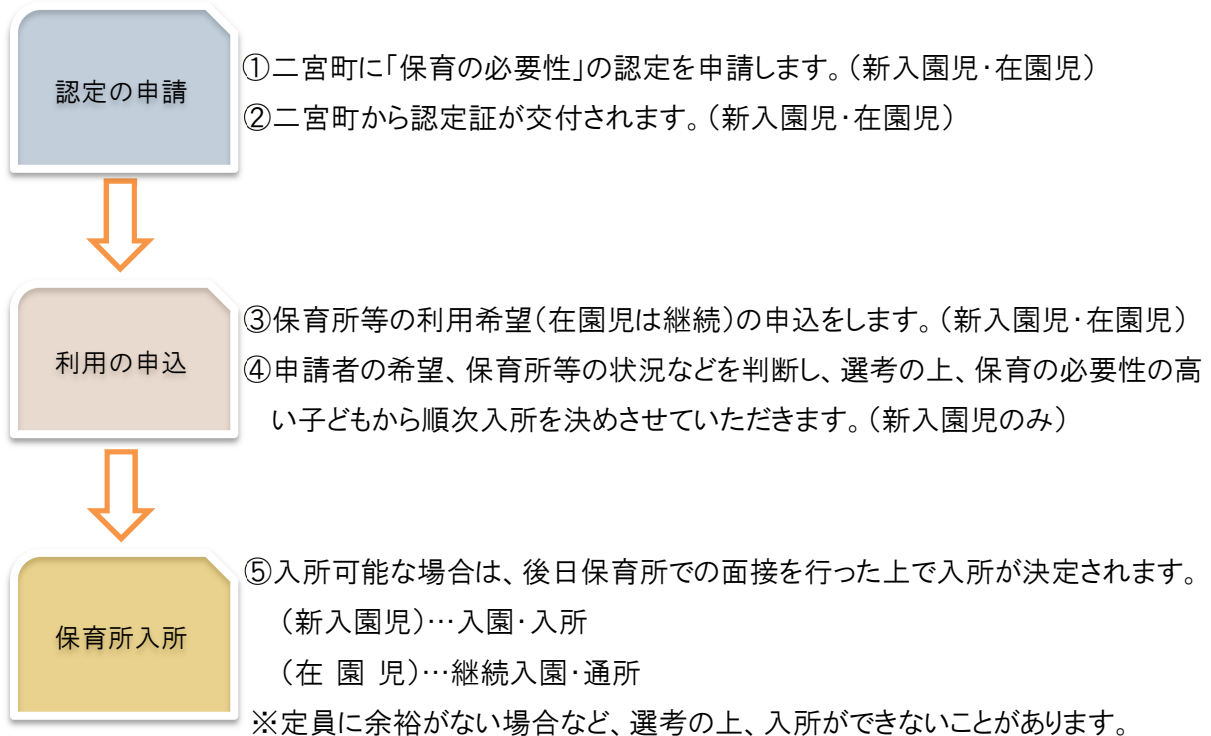
保育所・認定こども園(2号・3号認定)・地域型保育の入園を希望される方は、2号・3号認定を受けて保育利用を申し込みいただく必要がありますので、次ページ以降をよくお読みいただき、手続きをしてください。



1. 保育所・認定こども園(2号・3号認定)・地域型保育の入園までの流れ

○保育所等の利用は、月単位での利用となります。

○入所日は毎月1日付けです。



2. 2号・3号認定を受けて、保育所等の利用申し込みができる方

○保護者のいずれもが次のいずれかの事由により、家庭においてお子様の保育が困難な場合に、2号・3号認定を受けて、保育所・認定こども園・地域型保育の利用を申し込みできます。

保育の必要な事由

- 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など。):就労時間が月 **64 時間以上**
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む)
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※同居親族の方がお子様を保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

※事由を満たす場合であっても、園の定員に余裕がないなど、入所できないことがあります。

3. 申し込み方法

○「2号・3号認定」と「保育利用」は併せて申し込みすることができます。

受付窓口

役場子ども育成課にて随時受付いたします。

※保育所では、認定申請と保育利用の申し込みできませんのでご注意ください。

☆二宮町内の保育所を希望される場合

◇平成27年4月入所希望の方

申請書受付:平成26年12月1日(月)～12月26日(金)(土、日、祝日を除く)
8:30～12:00/13:00～17:15

選考(利用調整)結果及び支給認定証については、平成27年1月下旬頃に、お知らせする予定です。

◇平成27年度途中の入所希望の受付(入所は原則として毎月1日付けです。)

入所を希望する月の前月10日(10日が土日祝日の場合はその前の開庁日)までに申し込みをしてください。(5月入所希望の場合、4月10日まで)

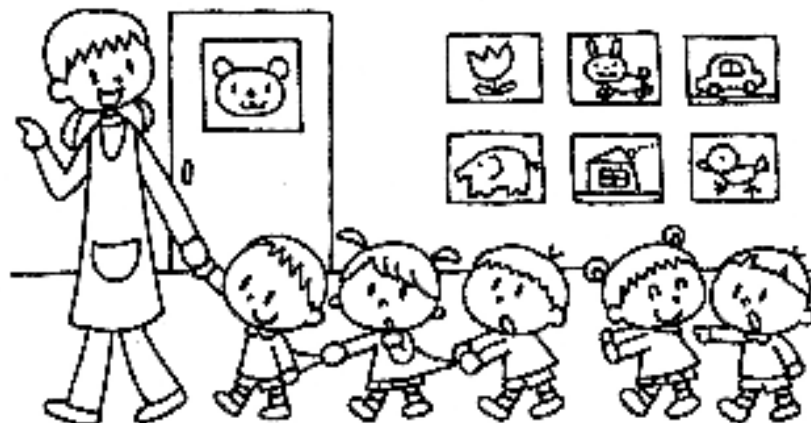
選考(利用調整)結果については、20日頃までにお知らせします。

☆二宮町外の保育所等を希望される場合

⇒ 二宮町以外の保育所等を希望する場合も二宮町で利用申し込みをしていただき、自治体間で協議を行います。申し込みの締切日や結果通知時期、利用条件、必要書類が市町村によって異なりますので、ご注意ください。

※申請時に家庭の状況などお子様の保育が必要な事情を聞き取りさせていただきます。

※平成27年度の申し込みの有効期限は、平成28年3月入所分までとなります。



4. 申請に必要な書類

- 保育を必要とする事由や個々の状況によって、提出していただく書類は異なります。
- 申請書類等で不明な点がありましたら、役場子ども育成課にてご確認ください。
- ※内容が事実と異なる場合は、認定等を取り消すことがあります。

◇全員提出していただく書類

- (1) 支給認定申請書(2号・3号認定用)兼保育利用申込書(保育児童台帳) *1
- (2) 保育所等利用理由調査票 *1
- (3) 世帯の状況調査票 *1
- (4) 児童の健康状態調査票 *1
- (5) 保育の必要性を証明するための書類(事由によって異なります)

◎(ひとり親世帯を除き)父母のどちらについても必要となります。

保 育 を 必 要 と す る 事 由	就 労 (内定を含む)	会社員	⇒	就労(内定)証明書
		自営業	⇒	就労(内定)証明書(自営業用)
		内職	⇒	就労(内定)証明書
	妊娠・出産		⇒	母子健康手帳のコピー (交付日、分娩(出産)予定日のわかるページ)
	疾病・障がい	疾病	⇒	診断書又は医師の意見書 (就労や育児の困難な状況についての証明)
		障がい	⇒	身体障害者手帳等のコピー
	親族の介護・看護		⇒	利用・継続に関する申立書 介護・看護を証明できる書類 (身体障害手帳等のコピー、診断書等)
	災害復旧		⇒	利用・継続に関する申立書 り災証明書
	求職活動	求職活動中	⇒	求職活動に係る申立書
	就 学		⇒	在学証明書 カリキュラム等のコピー
その他(上記以外の事由で保育が必要な場合は、ご相談ください。)				

- 誤りや記入漏れの無いように記入してください。
- 申し込み内容や住所等に変更があった場合は、すみやかに届け出てください。
- 上記以外に必要なに応じて、その他関係書類を提出していただく場合があります。

※ *1と提出書類の横に書かれているものにつきましては、申込児童1人につき1枚必要となります。

◇その他提出時に必要な書類(書類はお返しできませんので、コピーを必ずご用意ください)

◎状況に応じて異なりますので、注意してください。

課税状況のわかる書類 (保育料算定に伴う市町村民税の確認(算定)のため)

※父母両方の分を提出してください。(祖父母等がお子さまを扶養にしている場合、祖父母の分も提出していただく場合があります。)

① 平成26年1月1日時点で、二宮町にお住まいの方

⇒支給認定申請書(2号・3号認定用)兼保育利用申込書(保育児童台帳)に忘れずに記入・押印してください。

② 平成26年1月1日時点で、二宮町にお住まいでない方(以下のいずれか)

⇒平成26年度 市町村民税特別徴収額の決定・変更通知書のコピー(勤務先より配布)

・平成26年度 市町村民税納税通知書のコピー(自営業等の方)

・平成26年度 市町村民税の(非)課税証明書(平成26年1月1日時点でお住まいの市町村で発行)(有料)

③ 未申告の方は市町村民税の申告が必要です。

世帯の状況を確認する書類

④ 生活保護を受けている方 ⇒ 生活保護受給証明書

⑤ 母子・父子家庭の方 ⇒ ・児童扶養手当の証書又はひとり親医療証のいずれかのコピー
・健康保険証のコピー

⑥ 同一世帯に障がい者がいる場合 ⇒ 身体障害者手帳等、特別児童扶養手当の証書のコピー

⑦ 就学前のきょうだいが幼稚園等(保育所以外)へ入園している場合 ⇒ 在園証明書

5. 支給認定について

○支給認定申請書の審査を経て、認定証を交付します。

(1) 利用できる時間(保育必要量)

保育を必要とする事由や状況により、「保育標準時間」「保育短時間」の2区分に分けて認定します。

保育標準時間 …保育が必要な範囲内で、1日最大11時間まで利用可能

(基本的に就労時間が月120時間以上)

保育所等が通常開所している時間内の範囲での利用となります。

保育短時間 …保育が必要な範囲内で、1日最大8時間まで利用可能

(基本的に就労時間が月64時間以上120時間未満)

保育所等が定める「保育短時間」の保育時間の範囲内での利用となります。

※ 開所時間及び利用可能時間の設定は、各保育所等で異なりますので、ご注意ください。

※ 「保育標準時間」「保育短時間」の設定範囲を越えた分の利用については、別に延長保育料がかかります。

(2) 認定証の有効期間

基本的に、2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳になる前日まで(満3歳到達時には、町が認定の変更を行うので2号認定への変更の手続きを行う必要はありません)ですが、「妊娠・出産」を事由とする場合や、「求職活動」を事由とする場合など、事由・状況によって有効期間が異なります。

「妊娠・出産」…産後8週まで / 「求職活動」…入所後3か月まで

6. 保育料について

- 世帯の市町村民税課税額に応じ、階層を決定し、町で定める保育料を毎月納入していただきます。
- (1)階層に関しては、お子様と同一世帯に属して、生計を同一にしている父母及び父母以外の扶養義務者(家計の主宰者)のすべての方の合算等で決まります。
 - (2)保育料以外にも、施設(保育所)で徴収するものがあります。
 - (3)幼稚園や保育所、認定こども園などをきょうだいで利用する場合、最年長のお子様から順に2人目は半額、3人目以降は無料となる軽減措置があります。
 - (4)公立と民間での保育料の違いはありません。
 - (5)未申告又は税情報が確認できない場合については、保育料が高額となる場合があります。

①新制度では保育料の算定が、所得税から市町村民税を基にした方法へと変更となります。

②新制度では、保育料の切り替えが9月にあります。

4月 ~ 8月 **9月** ~ 3月

前年度の市町村民税に基づく保育料

当年度の市町村民税に基づく保育料

7. その他

(1) ならし保育について

- ・ お子様は保育所になれるまでの間は、短時間で保育を終了します。
- ・ 個人差はありますが、概ね10日ぐらいで1日保育となります。月初日に入所の場合は、10日頃から働き出すのがよいと思われます。
- ・ ならし保育の詳細につきましては、保育所での面接時の際にお知らせします。

(2) 保育所保育料の納付について

- ・ 保育料は、町が徴収します。納期限までに必ず、納付してください。
- ・ 保育料については、口座振替でお願いしております。(入所内定後、別途ご案内いたします。)
- ・ 保育料は、原則、毎月末にその月分の保育料が指定された口座から引き落としとなります。
- ・ 保育所を休まれても、毎月の保育料はお支払いただきます。
- ・ 保育料を滞納した場合は、差し押さえなどの滞納処分の対象となりますのでご注意ください。

※認定こども園、地域型保育の保育料は、施設に納入してください。

8. 入所後の届出について

～以下のような場合は、ただちに役場子ども育成課まで届けてください～

(1) 保育所をやめるとき

・引越し(転出)、保護者の退職、病後の全快等で退所する場合は、必ず事前に役場子ども育成課に退所届を提出してください。

退所の届出が遅れると保育料をお支払いいただく場合があります。

(2) 勤務先の変更

・勤務する会社を変更することとなった場合は、新しく勤務する会社の就労(内定)証明書を提出してください。

(3) その他

・申し込み内容や世帯員、家族構成等に変更があった場合は、ご連絡ください。

～平成 28 年度以降の入所継続について～

・入所期間は、基本的に卒園までとなります(出産、病気、看護等は除く)が、年度を更新して入所を継続する場合は、現況届の手続き(就労状況の確認)が必要です。



町内保育所一覧

区分	No.	施設(保育所)名	所在地・電話	定員	開所時間	保育年齢
私立	1	二宮保育園	二宮 1091 番地 TEL:0463-72-2350	90 人	平日 7:15～18:15 延長 18:15～19:00 土曜 7:30～16:00	産休明け
	2	梅花保育園	二宮 1341 番地 TEL:0463-73-1312	90 人	平日 7:30～18:30 土曜 7:30～13:00	産休明け
	3	みちる愛児園	富士見が丘 2-19-8 TEL:0463-73-2969	60 人	平日 7:15～18:15 延長 18:15～19:00 土曜 7:30～16:00	6ヶ月から
公立	4	百合が丘保育園	百合が丘 3-63 TEL:0463-71-9657	90 人	平日 7:30～18:30 延長 18:30～20:00 土曜 7:30～16:00	産休明け

※平成 26 年 11 月 4 日現在の開所時間となります。

※平成 27 年 4 月 1 日以降の保育短時間認定の利用可能時間につきましては、わかり次第、ホームページ等で掲載いたします。



町内保育所案内図

二宮町には保育所が4か所あります。

- 1) 二宮保育園
- 2) 梅花保育園
- 3) みちる愛児園
- 4) 百合が丘保育園

※見学を希望される方は、事前に保育所に電話をしてからおこなってください。

百合が丘保育園

みちる愛児園

梅花保育園

二宮保育園

自然が
いっぱい!

【お問い合わせ先】

〒259-0196 中郡二宮町二宮 961 番地

二宮町 健康福祉部 子ども育成課 子育て支援班(二宮町役場1階)

TEL:0463-71-3311 FAX:0463-73-0134